

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 12 月 19 日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 平 野 誠 宏

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 月 9 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 1 月 16 日 午後 4 時 30 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 1 月 21 日 午前 10 時 00 分 場 所 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 2 月 4 日 午後 1 時 30 分 場 所 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 1 月 22 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 1 月 28 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 12 月 19 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 ※ 特別売却の買受申出の受付日時は、上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までです。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 所 在 | 東かがわ市三本松 |
| | 地 番 | 1 9 8 9 番 3 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 0 7. 8 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東かがわ市三本松 1 9 8 9 番地 3 3 |
| | 家屋 番号 | 1 9 8 9 番 3 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造鋼板葺 3 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 6. 3 7 平方メートル
2 階 4 6. 3 7 平方メートル
3 階 4 6. 3 7 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年12月 2日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 平 野 誠 宏

1 不動産の表示

【物件番号1、2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。



- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



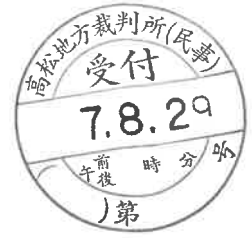
11

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 東かがわ市三本松 |
| | 地 番 | 1 9 8 9 番 3 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 0 7 . 8 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東かがわ市三本松 1 9 8 9 番地 3 3 |
| | 家屋 番号 | 1 9 8 9 番 3 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造鋼板葺 3 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 6 . 3 7 平方メートル
2 階 4 6 . 3 7 平方メートル
3 階 4 6 . 3 7 平方メートル |



令和7年(ケ)第69号
令和7年8月15日受理
令和7年8月28日提出



現況調査報告書

高松地方裁判所

執行官 竹村 優 司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物件目録

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 所 在 地 | 東かがわ市三本松 |
| | 番 地 | 1 9 8 9 番 3 3 |
| | 目 的 地 | 宅地 |
| | 積 算 面 積 | 2 0 7 . 8 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 地 | 東かがわ市三本松 1 9 8 9 番地 3 3 |
| | 家屋 番号 | 1 9 8 9 番 3 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造鋼板葺 3 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 6 . 3 7 平方メートル
2 階 4 6 . 3 7 平方メートル
3 階 4 6 . 3 7 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	東かがわ市三本松1989番地33		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件 1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者（亡A相続財産清算人弁護士B） ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者（亡A相続財産清算人弁護士B） ☐ その他の者 上記の者が本建物を家財道具等を残置した空き家状態で管理占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 保管開始日 令和 年 月 日 支部 令和 年()第 号		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■B (亡A相続財産清算人弁護士)	1 私は、亡A相続財産の清算人を務めています。 本件物件1, 2土地建物の管理をしています。 2 執行官から、亡Aが物件2建物内で亡くなったのか、死亡事由は何なのか、について尋ねられましたが、親族の方からの話では、病院で病死したとのことでした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

■

- 1 本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況から2枚目記載のとおり認めた。
 - 2 東かがわ市役所及び長尾土木事務所での調査によると、本件土地は都市計画区域内の非線引区域に存在し、南側を幅員約4.5mの東かがわ市道（建築基準法42条1項1号道路）に接道している。
 - 3 物件1土地の範囲については、現況上明らかである。地積測量図及び14条1項地図は存在している。
 - 4 物件2建物については、経年（築後約28年経過）劣化が見受けられ、床、壁及び天井には細かい損傷箇所が散見される。特に2階LDKの東側面壁及び3階東側洋室の東側面壁にはひび割れのような痕が見受けられる。
 - 5 物件1土地南東側には、カーポート（土地定着性有）が存在しており、当該カーポートの中には軽四輪自動車が1台放置されている。
 - 6 東かがわ市役所都市整備課での調査では、「本件土地は下水道整備区域であり南側の市道内には下水道管が敷設されており、本件土地内にも引き込まれている。しかしながら、本件建物とは接続されておらず、現状では合併浄化槽が利用されています。」とのことであった。
- ※ 上記、関係人の陳述及び関係資料等により2枚目記載のとおり報告する。

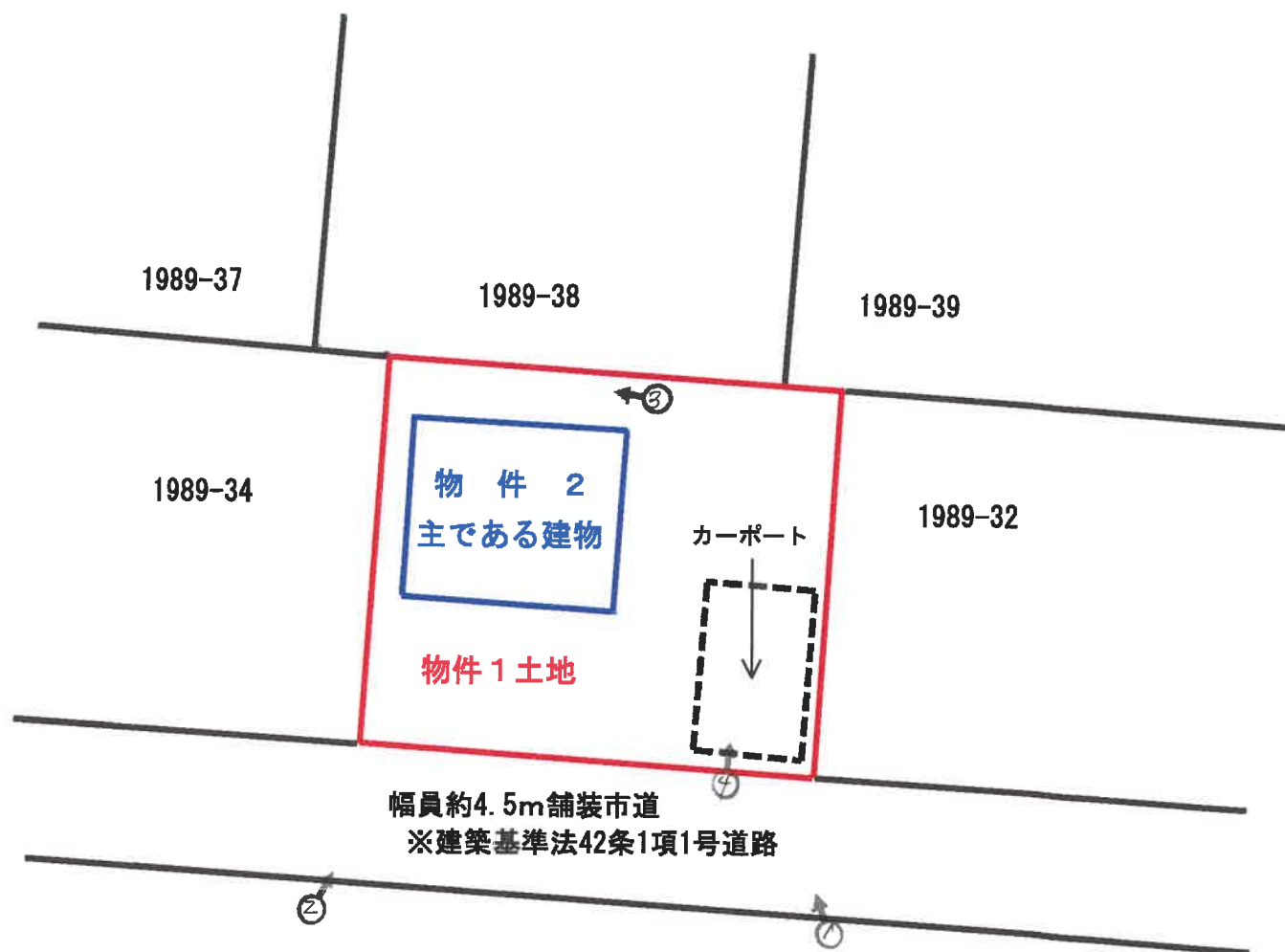
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年8月19日(火) 16:10-16:30	物件所在地	接道外観等調査
令和7年8月21日(木) 15:30-15:40	さぬき市長尾東 香川県長尾土木事務所	公法上の規制等調査
令和7年8月21日(木) 15:50-16:10	法務局(寒川出張所)	公図公簿等閲覧等調査
令和7年8月21日(木) 16:30-16:40	さぬき市津田町津田 香川県広域水道企業団東 讃ブロック統括センター	上水道関係調査
令和7年8月25日(月) 11:20-11:30	高松市錦町 B弁護士事務所	事情聴取 鍵の借り受け
令和7年8月25日(月) 12:50-13:40	物件所在地	立入調査 評価人同行
令和7年8月25日(月) 14:00-14:30	東かがわ市湊 東かがわ市役所	公法上の規制等調査
令和7年8月25日(月) 16:30-16:40	高松市錦町 B弁護士事務所	事情聴取 鍵の返却
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 7 年 8 月 2 5 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Cを立ち会わせ、亡A相続財産清算人弁護士から借り受けた鍵で解錠し建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）

S ≒ 1 / 250



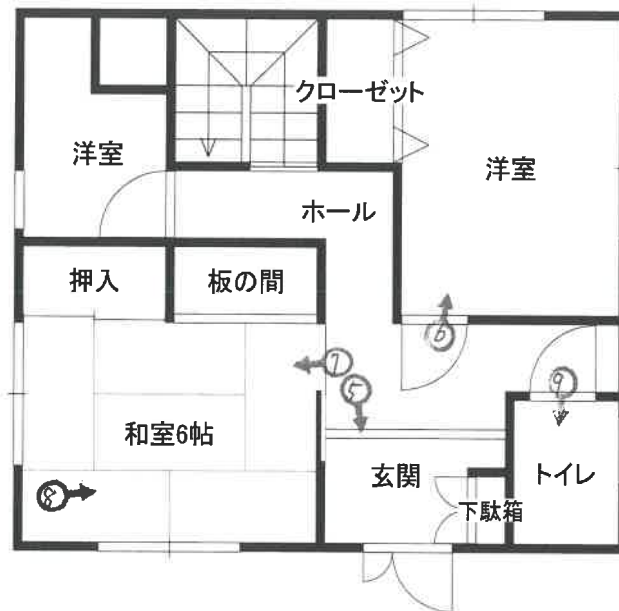
(注) 概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。



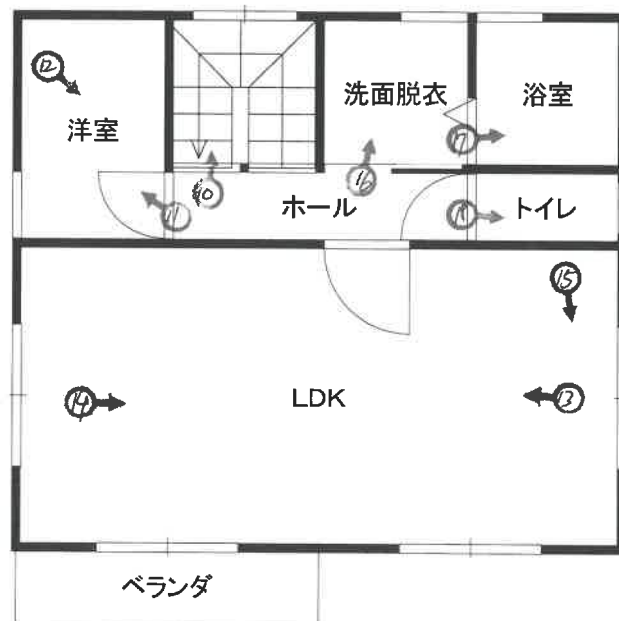
建物間取図(概略)

物件 2
主である建物

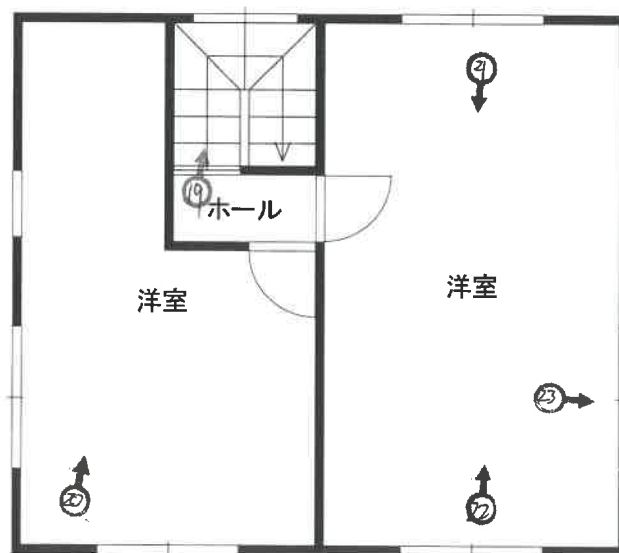
1階



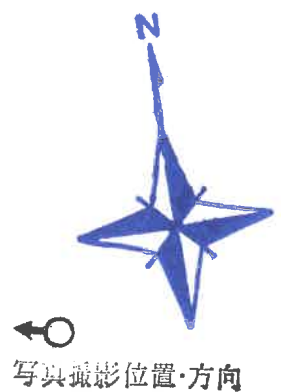
2階



3階



(注)概略図であり、現況と相違する場合がある。
(7枚目)



1



受命物件の状況

2



物件1 土地南側及び西側境界付近の状況

東かがわ市道（建築基準法42条1項1号道路）

3

物件 2

北側フェンスの損傷している部分



物件 1 土地北側境界付近の状況

4



駐車場の放置車両の状況

5



物件 2 建物の 1 階玄関内の状況

6



物件 2 建物の 1 階玄関前の洋室の状況

7



物件 2 建物の 1 階和室の状況

8



物件 2 建物の 1 階和室の状況

9



物件2建物の1階トイレの状況

10



物件2建物の2階から1階への階段の状況

1 1



物件 2 建物の 2 階北西角洋室の状況

1 2



物件 2 建物の 2 階北西角洋室の状況

1 3



物件 2 建物の 2 階 L D K の 状 況

1 4



物件 2 建物の 2 階 L D K の 状 況

1 5



物件 2 建物の 2 階キッチン付近の状況

1 6



物件 2 建物の 2 階洗面脱衣所の状況

17



物件2建物の2階浴室の状況

18



物件2建物の2階トイレの状況

19



物件2建物の3階から2階への階段の状況

20



物件2建物の3階西側洋室の状況

2 1



物件 2 建物の 3 階東側洋室の状況

2 2



物件 2 建物の 3 階東側洋室の状況

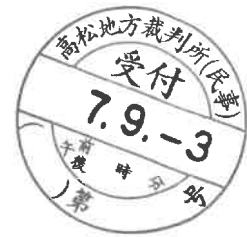
23



物件2建物の3階東側洋室の東側壁の損傷の状況

令和7年(ケ)第69号
令和7年8月25日 現地調査
令和7年9月3日 評価

高松地方裁判所 御中



評価書

評価人 不動産鑑定士
吉馴 征司

第1 評価額

一括価格	
金 3, 9 4 0, 0 0 0 円	
内訳価格	
物件 1 (土地)	金 1, 3 5 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 2, 5 9 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件 1、2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件 1 の内訳価格は、物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して、競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	東かがわ市三本松 1 9 8 9 番 3 3 宅地 2 0 7 . 8 6 m ²	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	東かがわ市三本松 1 9 8 9 番地 3 3 1 9 8 9 番 3 3 居宅 木造鋼板葺 3 階建 1 階 4 6 . 3 7 m ² 2 階 4 6 . 3 7 m ² 3 階 4 6 . 3 7 m ² 延 1 3 9 . 1 1 m ²	同左
番号	特 記 事 項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 高徳線「三本松」駅の南東方約1 k m（直線距離） 大川バス「前山公園口」バス停の南方約7 0 0 m（直線距離） （別添「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	受命物件の存する近隣地域は東かがわ市中心部より南東方郊外の旧大内町前山地区に位置し、中規模戸建住宅が建ち並ぶ閑静な住宅地域を形成している。当該地域においては2 0 0 m ² 程度の敷地に2階建程度の住宅等としての使用を標準的使用とする。郊外では人口減少等の影響を受け、需要は低調で地価水準はやや弱含みで推移している。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 第1種低層住居専用地域 6 0 % 1 0 0 % — 特になし
画 地 条 件	面 積 2 0 7 . 8 6 m ² 間 口 約1 5 m 奥 行 約1 4 m 形 状 ほぼ正方形 地 勢 普通	
接面道路の状況	南側で現況幅員約4 . 5 m舗装市道（三本松前山団地7号線、建築基準法4 2条1項1号道路）とほぼ等高に接面する。系統・連続性は普通程度。	
土地の利用状況 及び隣地の状況 等	物件2建物の敷地として利用されている。隣接不動産の状況は北側住宅、西側住宅、南側上記市道を介して空地、東側住宅である。	
供給処理施設	上 水 道 有 ガス配管 無 下 水 道 引込可	
特 記 事 項	・ 物件1土地の範囲については、現況上明らかである。地積測量図及び1 4条1項地図は存在している。 ・ 物件1土地南東側にはカーポート（土地定着性有）が存在しており、当該カーポートの中には軽四輪自動車が1台放置されている。 ・ 物件1土地周辺一帯に下水道は敷設されているが、物件1土地内には引込されていない。 ・ 土壌汚染については閉鎖登記簿、過去地図等による対象地の地歴調査、埋蔵文化財については東かがわ市生涯学習課において周知の埋蔵文化財包蔵地の確認等を行ったが、特段の事項は確認されなかったため、これらの要因については考慮外として評価する。なお、土壌汚染の有無等の詳細は専門機関の調査を要する。 ・ 当該物件の占有等の権利関係については現況調査報告書参照。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成9年9月2日新築 経過年数 約28年 経済的残存耐用年数 約2年
仕 様	構 造 木造 屋 根 鋼板葺 外 壁 モルタル吹付 内 壁 クロス貼り、パネル貼り等 天 井 クロス貼り、パネル貼り等 床 フローリング、タタミ、ビニールタイル等 設 備 電気、給排水等 その他 特になし。
床面積(現況)	1階～3階各46.37㎡、合計139.11㎡である。
現 況 用 途 等	階層 3階建 現況用途 居宅 間取り （添付間取図参照）
品 等	中位
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
そ の 他	・物件2建物については、経年（築後約28年経過）劣化が見受けられ、床、壁及び天井には細かい損傷箇所が散見される。特に2階LDKの東側面壁及び3階東側洋室の東側面壁にはひび割れのような痕が見受けられる。 ・設備については、使用可能かどうかは不明である。 ・当該物件の占有等の権利関係については現況調査報告書参照のこと。 ・対象建物については、吹付けアスベスト等及びアスベスト含有建材（成形板、仕上塗材等）が使用されている可能性は低い。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地 価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	21,700	1.0	207.86	1.0	4,511,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 東かがわ-1

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$22,000\text{円}/\text{㎡} \times 98.7/100 \times 100/100 \times 100/100 \rightleftharpoons 21,700\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：……補正の必要はない。

◇地域格差：……特になし。

イ 個別格差：……特になし。

ウ 地積：……登記数量による。

エ 建付減価：……必要なし。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税の課税等を考慮した標準的な建築費を比準し、住宅設備の状況等をも勘案して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価 率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	165,000	139.11	0.09	2,066,000

ウ 現価率：経過年数28年、経済的残存耐用年数8年、残価率5%とした定額法及び観察減価法（床、壁及び天井には細かい損傷箇所が散見され、2階LDKの東側面壁及び3階東側洋室の東側面壁にはひび割れのような痕が見受けられること等より▲20%）を併用して下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} = \left[0.05 + (1 - 0.05) \times \frac{2}{28 + 2} \right] \times (1 - 0.2) = 0.09$$

観察減価

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	4,511,000	0.50	法定地上権	2,256,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除及び 加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	4,511,000	-2,256,000		1.0	0.6	1,350,000
2	2,066,000	+2,256,000	1.0	1.0	0.6	2,590,000
一括価格 (合計)						3,940,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：評価の条件記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 東かがわー1

所 在：東かがわ市三本松1989番76
価 格：22,000円/㎡
位 置：JR高徳線「三本松」駅の南東方約1.2km（道路距離）
価 格 時 点：令和7年1月1日
地 積：214㎡
供給処理施設：水道、下水
接 面 街 路：南側4.5m市道
用 途 指 定 等：（都）1低専（60、100）
地 域 の 概 要：中規模一般住宅が建ち並ぶ高台の住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1：3,097,114円
物件2：2,116,047円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上

最寄バス停

公示地NO. - 1

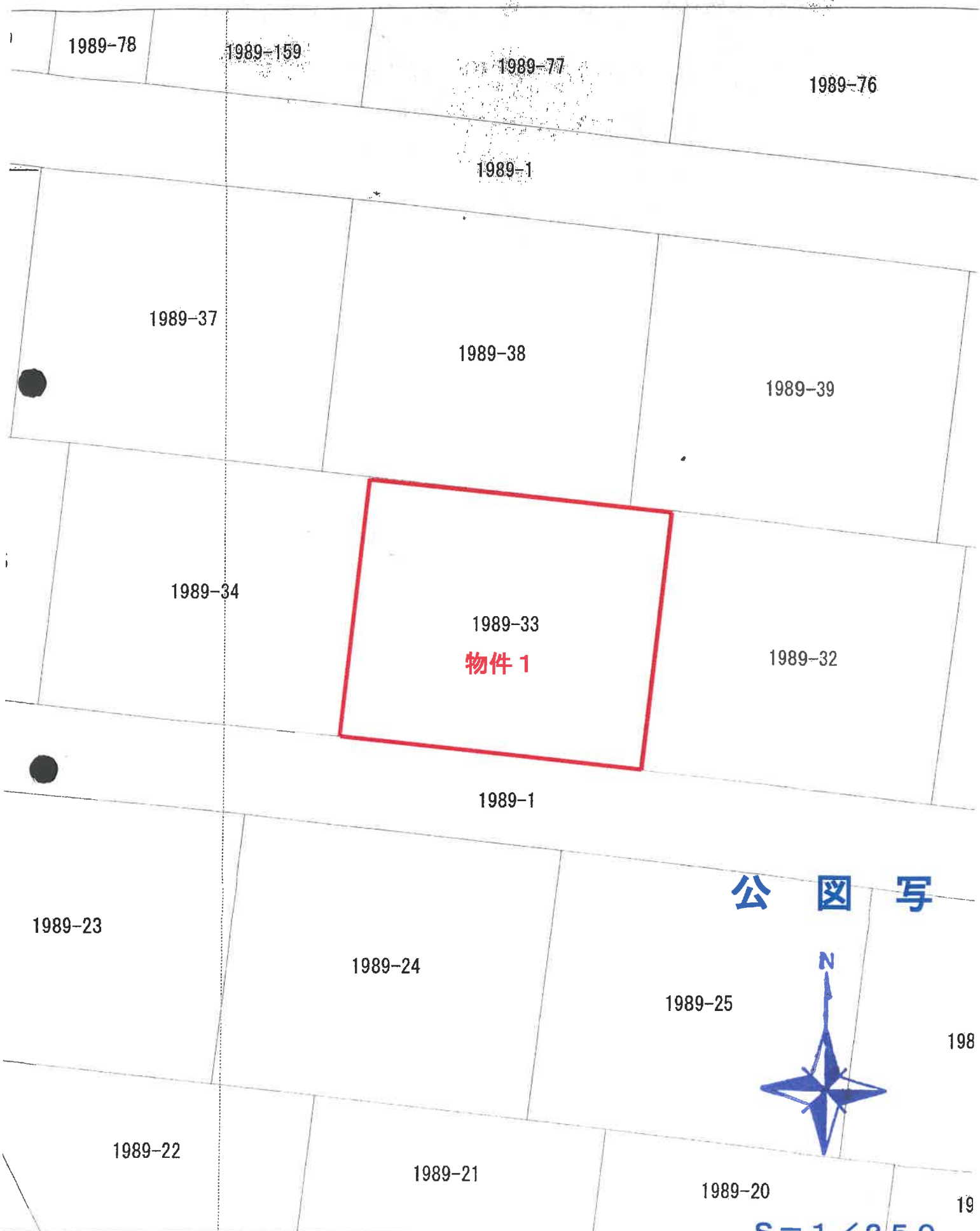
物件

位置图

東かがわ市

\$ = 1/25000

(座標値種別：図上測定)



(座標値種別：図上測定)

登記年月日：昭和51年1月26日

1008650

地番	1008650-9, 1008650-10, 1008650-11, 1008650-12, 1008650-13, 1008650-14, 1008650-15, 1008650-16, 1008650-17, 1008650-18, 1008650-19, 1008650-20, 1008650-21, 1008650-22, 1008650-23, 1008650-24, 1008650-25, 1008650-26, 1008650-27, 1008650-28, 1008650-29, 1008650-30, 1008650-31, 1008650-32, 1008650-33, 1008650-34, 1008650-35, 1008650-36, 1008650-37, 1008650-38, 1008650-39, 1008650-40, 1008650-41, 1008650-42, 1008650-43, 1008650-44, 1008650-45, 1008650-46, 1008650-47, 1008650-48, 1008650-49, 1008650-50, 1008650-51, 1008650-52, 1008650-53, 1008650-54, 1008650-55, 1008650-56, 1008650-57, 1008650-58, 1008650-59, 1008650-60, 1008650-61, 1008650-62, 1008650-63, 1008650-64, 1008650-65, 1008650-66, 1008650-67, 1008650-68, 1008650-69, 1008650-70, 1008650-71, 1008650-72, 1008650-73, 1008650-74, 1008650-75, 1008650-76, 1008650-77, 1008650-78, 1008650-79, 1008650-80, 1008650-81, 1008650-82, 1008650-83, 1008650-84, 1008650-85, 1008650-86, 1008650-87, 1008650-88, 1008650-89, 1008650-90, 1008650-91, 1008650-92, 1008650-93, 1008650-94, 1008650-95, 1008650-96, 1008650-97, 1008650-98, 1008650-99, 1008650-100
土地の所在	大洲市大内町三本松 東かがわ市三本松

1枚目と同様

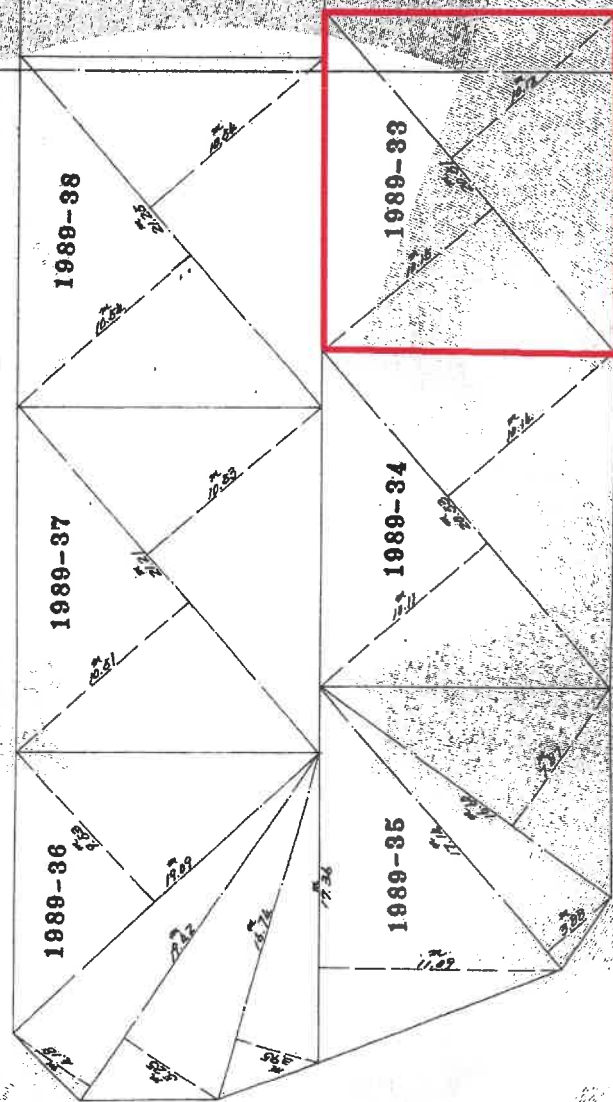
地積測量図

附録第八号ノ四

作製年月日
昭和51年1月5日

1989-1

8/6



(香川県土地家屋調査士会専用)

縮尺 1/250

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(高松法務局寒川出張所管轄)
令和7年8月21日 高松法務局

公用

縮小版

これは図面に記録されている内容を証明した書面である
(高松法務局寒川出張所管轄)
令和7年8月21日 高松法務局

令和7年8月21日

高松法務局

1枚目と同様

1008643

1989-1

2/9

附録第八号ノ四

地積測量図

1989-2 5,10,11,12,13,14,15,16,17,18
19,20,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30
31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42

大川郡八戸町三本松
東がわ市三本松

土地の所在

1989-26

$$2765 \times (1056 + 1020) \div 2 = 226,941.0$$

1989-27

$$2740 \times (1072 + 1052) \div 2 = 284,880.0$$

1989-28

$$2030 \times (957 + 598) = 271,005.0$$

1983

$$976 \times 976 = 952,576$$

$$463.5 \times 118 = 54,693.0$$

$$234.2 \times 2009 = 470,507.8$$

1989-29

$$1323 \times 199 = 263,277$$

$$2089 \times (865 + 1025) = 394,921.0$$

$$421.9 \times 447 = 188,700.3$$

$$210.7 \times 7235 = 1,524,415.5$$

1989-30

$$2051 \times (1071 + 1072) \div 2 = 207,458.5$$

1989-31

$$2071 \times (1078 + 1083) \div 2 = 208,870.5$$

1989-32

$$2044 \times (999 + 1072) \div 2 = 206,827$$

1989-33

$$2034 \times (1072 + 1075) \div 2 = 207,869.5$$

1989-34

$$2053 \times (1074 + 1071) \div 2 = 207,962.5$$

1989-35

$$1680 \times 707 = 1,187,760$$

$$1712 \times 530 = 909,360$$

$$1736 \times 1791 = 3,108,776$$

$$94.8 \times 2030 = 1,924,440$$

1 / 250

(香川県土地家屋調査士会専用)

平成5年1月26日登記

昭和5年1月3日

作製者

申請人

1989-8

$$2679 \times (509 + 1161) \div 2 = 221,503.5$$

1989-9

$$2080 \times (1030 + 1025) \div 2 = 211,365$$

1989-10

$$2032 \times (1076 + 1078) \div 2 = 206,654.4$$

1989-11

$$1604 \times 830 = 1,331,320$$

$$1720 \times 1385 = 2,372,900$$

$$351766 \times \frac{1}{2} = 175,883$$

1989-12

$$1073 \times 873 = 936,729$$

$$1907 \times (278 + 277) = 1,054,965$$

$$443714 \times \frac{1}{2} = 221,857$$

1989-13

$$2132 \times (1035 + 1034) \div 2 = 224,819.4$$

1989-14

$$2139 \times (1031 + 1036) \div 2 = 224,990.5$$

1989-15

$$2125 \times (1053 + 1055) \div 2 = 223,552.5$$

1989-16

$$1711 \times 290 = 498,190$$

$$1716 \times 271 = 467,036$$

$$1037 \times (233 + 237) = 481,526$$

$$397002 \times \frac{1}{2} = 198,501$$

昭和51年1月26日登記

(香川県土地家屋調査士会専用)

250

2

縮小版

物件 1

令和7年8月21日 高松法務局

令和7年8月21日

高松法務局

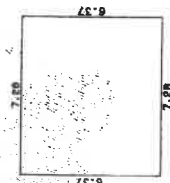
面
面
物
建

家屋番号 1989-33

東かがわ市二本松
太田郡大内町三本松

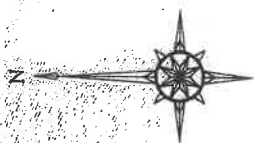
(附錄八号—四、五)

1階, 2階, 3階(各階同型)



我
禮
求

6.37	$\times 7.28$	=	46.3736
合 計			46.3736
床面積			46.37 ㎡



物件 2

9 紙 9 目 4 日 登記

縮尺 1/500

年情入

1250
R

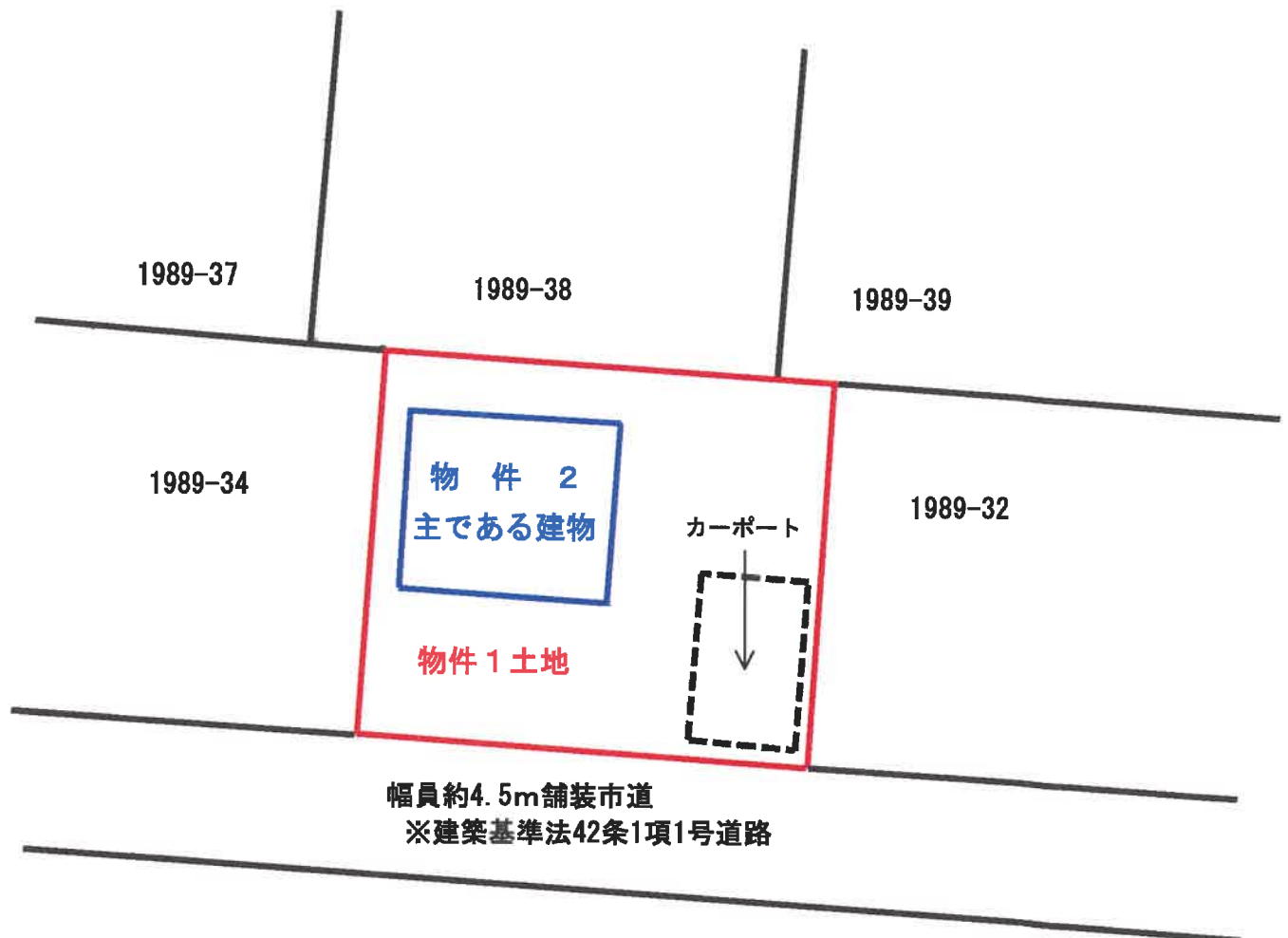
作題者

(香川県土地家屋調査士会用紙)

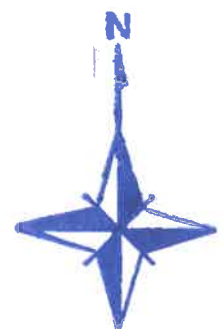
縮小版

土地建物位置関係図（概略）

S ≒ 1 / 2 5 0



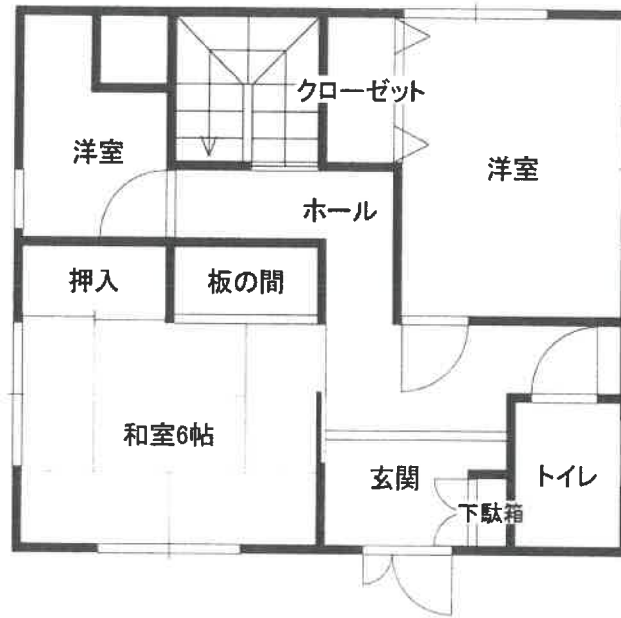
（注）概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。



建物間取図(概略)

物件 2
主である建物

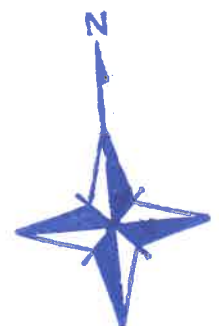
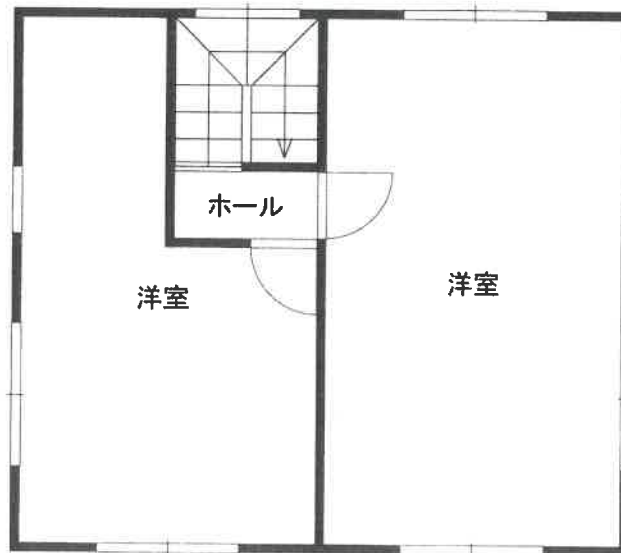
1階



2階



3階



(注)概略図であり、現況と相違する場合がある。